

日本証券業協会 説明資料

— 第2回 「株式新規上場引受に関する検討会」資料 —

新規株式公開時における主幹事就任規制／利益相反管理義務における
グループ概念の範囲 国際比較

	規制内容	グループの範囲
米国	引受会社グループが発行体の株式の10%以上を保有する場合、独立引受業者が公募書類等の作成に適切に関与。(FINRA規則)	<ul style="list-style-type: none"> 証券会社が発行会社の株式の10%以上を直接的又は間接的に保有している場合(間接保有の場合は間に入るファンド等に対する出資割合を掛け合わせて判断)、又は発行会社の経営を方向づける権力を有する場合 証券会社の持株会社等が発行会社の株式の10%以上を直接又は間接的に保有している場合、又は発行会社の経営を方向づける権力を有する場合等 VCによる出資の除外なし
EU・英国	グループ内企業が行う取引についての利益相反管理義務(EU: MiFID1, 英国: FCA規則)	<ul style="list-style-type: none"> 支配(議決権過半数等)によって直接的又は間接的に証券会社に関係している企業 VCによる出資先法人の除外なし
EU・英国 (今後の見通し)	一般的な利益相反管理義務のほか、 <u>同一グループ内の企業</u> が発行する証券の引受における利益相反管理義務について規定。(MiFID2欧州委員会委任規則、2018年1月よりEU域内で施行予定)	<ul style="list-style-type: none"> 親会社(上記「支配」参照)及び親会社の直接・間接の子会社並びにそれらに類似する関係 VCによる出資先法人の除外なし
香港	幹事会社のうち最低1社は独立主幹事(<u>グループベース</u> での発行会社の株式保有5%以下等) (香港証券取引所(HKEX)規則)	<ul style="list-style-type: none"> 証券会社の持株会社、持株会社の子会社 証券会社又は持株会社の30%以上の議決権を持つ者(X) Xの子会社、親会社、親会社の子会社(Y) Yが30%以上の議決権を持つ者及びその子会社 VCによる出資先法人の除外なし(P)
日本	親法人等・子法人等が発行する有価証券公募の主幹事証券会社となることを原則禁止。独立引受幹事会社が発行価格の決定に関与しているものを禁止対象から除外(金商法、金商業府令)。	<ul style="list-style-type: none"> 親会社等、子会社等(形式基準: 議決権過半数、実質基準: 議決権40%以上50%以下+人的関係等一定の要件) 関連会社等(形式基準: 議決権20%以上、実質基準: 議決権15%以上20%未満+人的関係等一定の要件) VCによる出資先法人の除外あり